

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当において、基準日にそれぞれ在職する常勤役員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することとしている。

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学は、世界に認知された教育研究拠点として、世界に開かれた教育研究環境の下、次代に貢献する最先端の科学技術研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、科学技術の進歩と持続的で健全な社会の形成に貢献することを使命としている。

本法人の長は、この使命を達成するため、法人の代表としてその全体を統括するとともに、強いリーダーシップを発揮し、重点戦略経費等によるプロジェクトの重点的推進、将来を見据えた戦略的な教員人事を行うなど、その職務内容は多岐にわたっている。

また、本法人では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

こうした職務内容の特性や、法人化前と法人化後の本法人の長の報酬水準についての比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{	改定なし	}
理事	{	改定なし	}
理事(非常勤)	{	非常勤理事の責務の増大に伴い、非常勤役員手当の額を113,000円から163,000円に改定を行った。	}
監事	{	改定なし	}
監事(非常勤)	{	改定なし	}

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,144	千円 10,654	千円 3,851	千円 639 (地域手当)	4月1日		
A理事	千円 13,300	千円 9,030	千円 3,264	千円 541 (地域手当) 464 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 12,885	千円 9,030	千円 3,264	千円 541 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 10,872	千円 6,994	千円 2,870	千円 1,007 (地域手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 1,629	千円 1,629	千円 0	千円 0	4月1日		
A監事 (非常勤)	千円 1,017	千円 1,017	千円 0	千円 0			※
B監事 (非常勤)	千円 1,017	千円 1,017	千円 0	千円 0			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する役員に支給している。

注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者を示す。

注3:総額、各内訳については、千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職	
法人の長	千円 5,785	年 4	月 0	平成25年 3月31日	-	退職手当の算定にあたり、業績が「標準」のため退職手当の額を増額も減額も行っていない。	※
理事A	千円 4,562	年 8	月 0	平成25年 3月31日	-	退職手当の算定にあたり、業績が「標準」のため退職手当の額を増額も減額も行っていない。	
理事B	千円 4,562	年 4	月 0	平成25年 3月31日	-	退職手当の算定にあたり、業績が「標準」のため退職手当の額を増額も減額も行っていない。	※
監事	千円	年	月			該当なし	

注1:「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者を示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、中長期的な観点から人事管理計画を行い、人件費の管理を講じている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給(昇格)	勤務成績が良好で、かつ、職務遂行能力が特に優れている場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。
基本給(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分により昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

○一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、平成26年1月1日より、55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が極めて又は特に良好である場合に限り行うこととし、標準の勤務成績では昇給を停止することとした。

○「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

・実施期間:平成24年7月1日～平成26年3月31日

・俸給表関係の措置の内容:

教育職基本給表2級以下の者 :▲4.77%

3級及び4級の者 :▲7.77%

5級以上の者 :▲9.77%

一般職基本給表2級以下の者 :▲4.77%

3級から6級までの者:▲7.77%

7級以上の者 :▲9.77%

医療職基本給表2級以下の者 :▲4.77%

3級から6級までの者:▲7.77%

7級 :▲9.77%

指定職基本給表全ての号俸 :▲9.77%

・諸手当関係の措置の内容:

管理職手当 :▲10%

地域手当及び期末・勤勉手当 :▲9.77%

(役員について)

・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日

・俸給表関係の措置の内容 :▲9.77%

・諸手当関係の措置の内容

地域手当、期末・勤勉手当 :▲9.77%

及び非常勤役員手当

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 268	歳 42.8	千円 6,525	千円 4,924	千円 113	千円 1,601
事務・技術	人 111	歳 38.8	千円 4,946	千円 3,774	千円 135	千円 1,172
教育職種 (大学教員)	人 156	歳 45.6	千円 7,656	千円 5,748	千円 99	千円 1,908
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

非常勤職員	人 65	歳 41.3	千円 4,990	千円 4,990	千円 0	千円 0
教育研究系 有期契約職員	人 65	歳 41.3	千円 4,990	千円 4,990	千円 0	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

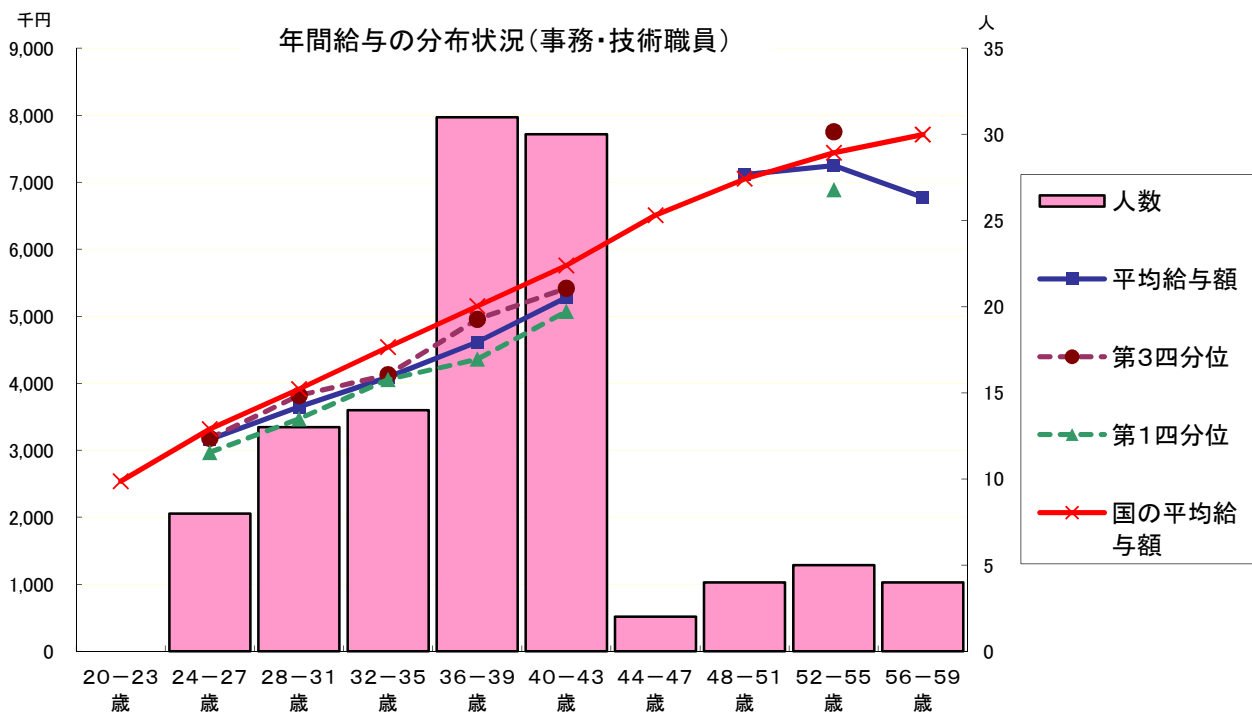
注4:在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため省略した。

注5:非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注6:非常勤職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注7:非常勤職員の教育研究系有期契約職員については、全て年俸制適用者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢44-47歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額については表示していない。

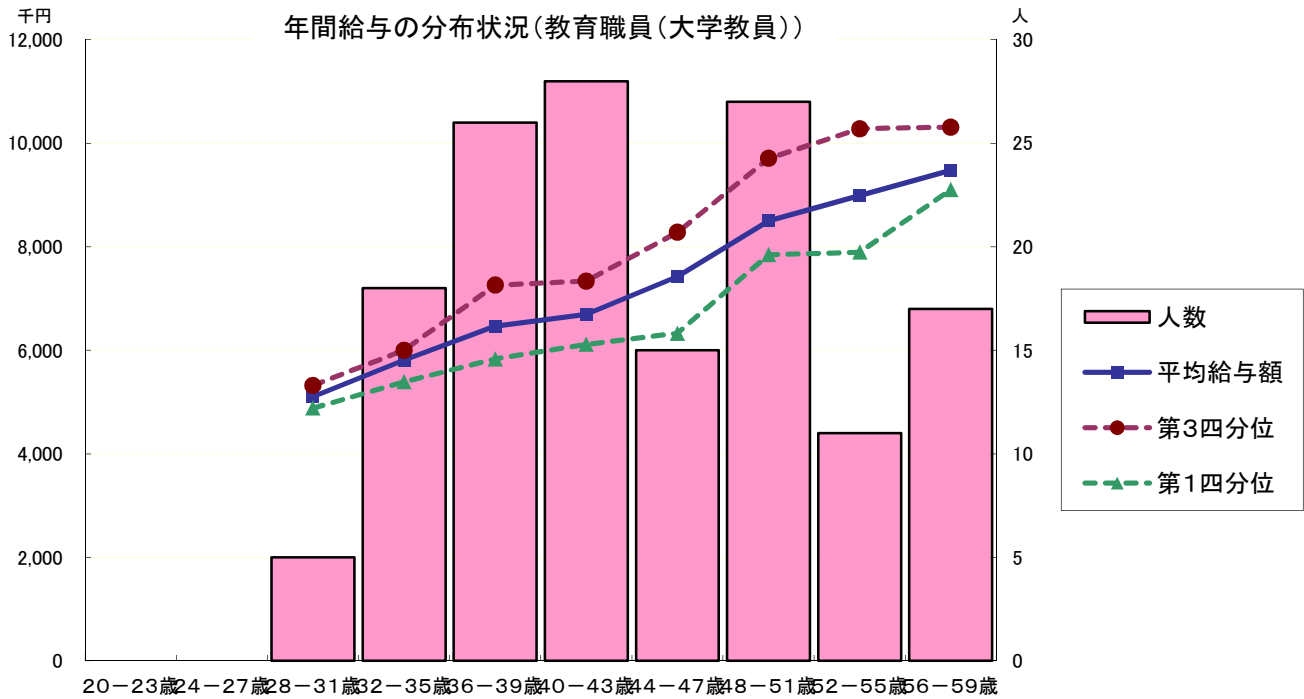
注3:年齢48-51、56-59歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位						
部長	3	53.8	-	8,746	-	-
課長	4	48.8	-	7,026	-	-
課長輔佐	5	53.9	6,557	6,820	7,061	7,061
係長	43	41.6	4,951	5,179	5,405	5,405
主任	17	36.7	4,097	4,328	4,496	4,496
係員	39	32.4	3,437	3,828	4,179	4,179

注1:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:課長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	50	54.9	9,102	9,763	10,280
准教授	37	43.1	7,337	7,634	7,858
助教	66	39.7	5,564	5,925	6,267
助手	2	-	-	-	-
教務職員	1	-	-	-	-

注1:助手の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示しない。

注2:教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示しない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長	課長 課長輔佐
人員 (割合)	111人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	3人 (2.7%)	2人 (1.8%)	4人 (3.6%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	56～49	～	56～41
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	7,576～ 6,029	～	5,428～ 4,783
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	9,949～ 8,011	～	7,066～ 6,168

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長輔佐	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		4人 (3.6%)	53人 (47.7%)	37人 (33.3%)	8人 (7.2%)
年齢(最高～最低)		55～49	48～36	57～28	27～25
所定内給与年額(最高～最低)		5,196～ 4,565	4,214～ 3,163	3,615～ 2,434	2,828～ 2,148
年間給与額(最高～最低)		6,890～ 6,343	5,741～ 4,258	4,623～ 3,173	3,634～ 2,801

注1:6級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(大学教員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		学長が特に必要と認める教員	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	156人	該当者なし (%)	50人 (32.1%)	37人 (23.7%)	該当者なし (0%)	68人 (43.6%)	1人 (0.6%)
年齢(最高～最低)		～	64～46	58～33	～	57～30	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	8,783～ 5,995	7,060～ 4,899	～	5,458～ 3,695	～
年間給与額(最高～最低)		～	11,920～ 8,210	9,543～ 6,551	～	7,110～ 4,874	～

注1:1級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 62.4	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 37.6	% 36.8
	最高～最低	% 44.1～33.0	% 48.2～31.2	% 42.5～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 63.7	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 36.3	% 35.2
	最高～最低	% 34.5～32.0	% 48.2～29.7	% 42.5～30.8

(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 59.6	% 61.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 40.4	% 38.6
	最高～最低	% 44.7～33.3	% 47.8～36.6	% 42.9～35.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 65.4	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 34.6	% 34.2
	最高～最低	% 34.5～32.2	% 48.2～30.0	% 42.5～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.7

対他の国立大学法人等

100.2

(大学教員)

対他の国立大学法人等

98.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.7	
	参考	地域勘案 97.8 学歴勘案 90.1 地域・学歴勘案 97.5
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77%】 (国からの財政支出額 7,680,000,000円 支出予算の総額 9,937,000,000円 :平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円 :平成24年度予算】</p> <p>【管理職の割合 6.3% (常勤職員数111名中の7名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 90.1% (常勤職員数111名中の100名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 23.6%】 (支出総額 9,952,000,000円 給与・報酬等支給総額 2,352,602,000円 :平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は77%であるが、累積欠損額がないこと、大卒以上の高学歴者の割合が高いことにも関わらず、対国家公務員指数としては100以下となっていること、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合が23.6%であること等から、給与水準は適正と考える。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置	国に準拠した措置を取りながら、現在の給与水準を維持していくように努める。	

○教育職員(大学教員)

教育職種(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.9

注:上記比較表は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,240,442	千円 2,352,602	千円 (%) △ 112,160 (△4.8%)	千円 (%) △316,208 (△12.4%)
退職手当支給額 (B)	千円 68,717	千円 130,616	千円 (%) △61,899 (△47.4%)	千円 (%) △137,814 (△66.7%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,062,234	千円 1,148,497	千円 (%) △86,263 (△7.5%)	千円 (%) △72,730 (△6.4%)
福利厚生費 (D)	千円 417,627	千円 418,249	千円 (%) △622 (△0.1%)	千円 (%) 4,390 (1.1%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,789,020	千円 4,049,964	千円 (%) △260,944 (△6.4%)	千円 (%) △522,362 (△12.1%)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費、その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、前年度比4.8%減となったのは、引き続き「国家公務員の給与の改定及び臨時特例法に関する法律」の施行等を踏まえ、給与削減を実施したこと(実施は平成24年7月から)、及び給与支給対象となる教員数が前年度と比して減少したことが主な減額要因として挙げられる。

最広義人件費については、前年度比6.4%減となったのは、上述の給与、報酬等支給総額が減額となったこと、常勤役職員の定年退職者数減少のため、退職手当支給額が前年度比47.4%減となったこと、非常勤役職員等給与支給対象者となる教員数及び定時勤務者が減少したことにより、前年度比7.5%減となったことが要因として挙げられる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし